

次回期日令和4年6月29日午後1時30分

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

令和4年 5月 9日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作 花 知 志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大 村 珠 代

## 準 備 書 面 ( 9 )

原告らは、被告提出令和4年3月28日付準備書面(7)に対して、以下のとおり反論を行う。

## 目 次

第1	「第1 令和3年2月作成の「家族法研究会報告書」(甲A145。以下「本件報告書」という。)に関する原告らの主張には理由がないこと」について	3頁
第2	「第2 2021年8月14日付けのシドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事(甲A147)に関する原告らの主張には理由がないこと」について	9頁
第3	原告らの主張	11頁

第1 「第1 令和3年2月作成の「家族法研究会報告書」（甲A145。以下「本件報告書」という。）に関する原告らの主張には理由がないこと」について

1 1項（原告らの主張）について

原告らの主張の内容自体は争わない。

2 2項（原告らの主張には理由がないこと）について

(1) (1)について

ア 第一段落について

被告の主張は争う。

報道によると、法務大臣の諮問に基づき、法制審議会では、「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入の是非などが議論される予定である、とされている（甲A118号証3枚目）。

そして、原告らが既に述べたとおり、子の連れ去りが、現在の離婚後単独親権制度を前提にして、離婚後に子の親権者となる目的で行われること、子を連れ去った親は別居親と子との面会交流を拒否することが多く、それは裁判所における親権者決定の評価が、子の監護時間の多さが重要視されることから生まれている。

すると、法制審議会では、「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入の是非などを議論する目的で、本件報告書（甲A145）は法制審議会家族法部会の参考資料の一つとして配付されているのであり、その本件報告書（甲A145）127頁に、これまで規律がされていなかった「両親が別居をする場合の規律」の必要性が記載されていることは、「子の連れ去り」と「面会交流の拒否」をなくするための法改正についての議論が、被告において行われていることを示している。

「離婚後共同親権」への法改正により、「子の連れ去り」を行うことを無意味化し、「子の連れ去り」により、離婚後の親権者決定において有利な地位を得

ることができなくなることを意味するからである。そしてそれが、「子の福祉」に適合するからである。

イ 第二段落について

(7) 被告の主張は争う。

(イ) 乙8号証は、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」という内容である。

そして、報道によると、同諮問に基づき、法制審議会では、「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入の是非などが議論される予定である、とされている（甲A118号証3枚目）。

すると、原告らが既に述べたとおり、子の連れ去りが、現在の離婚後単独親権制度を前提にして、離婚後に子の親権者となる目的で行われること、子を連れ去った親は別居親と子との面会交流を拒否することが多く、それは裁判所における親権者決定の評価が、子の監護時間の多さが重要視されることから生まれていることからすると、法制審議会で「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入の是非などが議論されることは、子の連れ去りと面会交流の拒否が、「子の利益を害すること」であり、逆に「面会交流」を適切に確保するための取り決めや、父親と母親の双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入が、「子の利益を確保すること」であることは明白である。

すると、被告が引用する乙8号証の内容に、「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、子の利益の確保等の観点から、離婚及びこれに関連する制度に関する規定等を見直す必要があると思われる」と記載されていることは、当然それが、子の連れ去りと面会

交流の拒否を防ぐ法改正を希求するものであることは明白である。

(り) また被告は、「本件報告書は、「婚姻中の両親（注1）が別居をする場合の子の養育に関する規律については、民法に直接の定めがなく（注2）、両親の別居により子の養育者や養育環境が変化するにもかかわらず、子の養育について何ら取り決められることがないまま、別居が開始されることも少なくないようである（注3）」との記載（甲A145・127ページ）に関する注記として、「我が国では、婚姻中の両親の関係が悪化等した場合には、その一方が他方の同意なく、子を連れて又は子を置いて別居を開始することがあるところ、民法第821条（中略）との関係が問題になり得る。もっとも、この点については、別居の実態に加え、別居の背景・要因や我が国の慣習等も考慮に入れる必要があり、この点に関する法律関係の整理は必ずしも十分にはされてこなかったように思われる。」と記載する（129頁の（注3））ものであり、父母が別居を開始した場合、子の養育について何ら取り決められることがないまま、別居が開始されることが少なくないという問題意識と関連して、父母が別居を開始した場合に民法821条の効力などの法律関係が問題となることを指摘するものと解され、その文言上、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。」と主張する。

しかしながら、子の連れ去りが、現在の離婚後単独親権制度を前提にして、離婚後に子の親権者となる目的で行われていること、子を連れ去った親は別居親と子との面会交流を拒否することが多く、それは裁判所における親権者決定の評価が、子の監護時間の多さが重要視されることから生まれていることは、原告らが既に述べたとおりである。そして、そのような事態が生じることは、別居親の権利侵害を生んでいるだけでなく、子の福祉を害し、子の権利侵害をも生んでいることも、原告らが既に述べたとおりである。

すると、そのような観点から見ると、被告が引用した「我が国では、婚姻中

の両親の関係が悪化等した場合には、その一方が他方の同意なく、子連れて又は子を置いて別居を開始することがあるところ、民法第821条（中略）との関係が問題となり得る。」の箇所の意味は、「民法第821条との関係が問題になり得るのであるから、それを規制することが必要である。」の意味であることは明白である。

そして、被告が引用した「もっとも、この点については、別居の実態に加え、別居の背景・要因や我が国の慣習等も考慮に入れる必要があるため、この点に関する法律関係の整理は必ずしも十分にはされてこなかったように思われる。」の意味も、「民法821条との関係が問題となり得るのであるから、この点に関する法律関係の整理は必ずしも十分にはされてこなかったが、それを規制することが必要である。」の意味であることは明白である。

なお、被告は「その文言上、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。」と主張するが、「原告らの主張は、「子の連れ去り」を一律に違法とすることである。」との理解は正確ではない。原告ら準備書面（1）35頁以下で反論しているが、DVや児童虐待のような場合には、ハーグ条約13条のように例外事由を設ければよいこと、刑事事件では緊急避難として違法性が阻却されることになることが、原告らの主張の内容である。よって、被告の「一律に違法とする」との表現は正確ではない。

ウ 第三段落について

(ア) 被告の主張は争う。

(イ) 被告は、「また、本件報告書は、家庭裁判所における監護者・親権者指定の場合の考慮事項のうち、「子の現在の生活状況（注1）（130ページ）に関する注記として、「両親の一方が他方の同意なく子連れて別居を開始した場合に、そのような別居の事実状態を無条件に追認することは相当でないとの指摘があり、そのような立場からは、（中略）別居後の環境に対する子の適応状

況を重視してはならないとの規律を設ける方向性も考えられる」と記載する（131ページの（注1））ものであり、別居後に監護者指定や子の監護に関する処分が求められた場合や離婚の訴えが提起された場合において、別居後の環境に関する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける選択肢があることを示唆するものと解され、文言上、原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。なお、本件報告書は、別居後の環境に対する子の適応状況を重視してはならないとの規律について、「このような規律を設けることの必要性・相当性については、別居の実態や要因・背景等を踏まえ、慎重な検討を要するものと考えられる。」（132ページ及び133ページ）として、当該規律を設けることに慎重な態度を示しているものと解される。」と主張する。

しかしながら、子の連れ去りが、現在の離婚後単独親権制度を前提にして、離婚後に子の親権者となる目的で行われていること、子を連れ去った親は別居親と子との面会交流を拒否することが多く、それは裁判所における親権者決定の評価が、子の監護時間の多さが重要視されることから生まれていることは、原告らが既に述べたとおりである。そして、そのような事態が生じることは、別居親の権利侵害を生んでいるだけでなく、子の福祉を害し、子の権利侵害をも生んでいることも、原告らが既に述べたとおりである。

すると、被告が引用する「両親の一方が他方の同意なく子を連れて別居を開始した場合に、そのような別居の事実状態を無条件に追認することは相当でないとの指摘があり、」の箇所は、まさに子の連れ去りを違法化する目的の立場である。

さらに、続いて被告が引用する「そのような立場からは、（中略）別居後の環境に対する子の適応状況を重視してはならないとの規律を設ける方向性も考えられる」の箇所は、「別居の事実状態を無条件に追認することは相当でない」における「無条件に追認すること」の要件（原則として追認することは相当で

はないとされるのはどのような場合であり，例外的に許されるのはどのような場合かについて)の具体的内容として例示されているものであるから，何ら子の連れ去りを違法化する目的の立場の意見として矛盾するものではないことは明白である。

なお，被告はここでも「文言上，原告らのいう「子の連れ去り」を一律に違法とするとの実体的な規律を設けることを指摘しているものではないことは明らかである。」と主張するが，上で述べたとおり，「原告らの主張は，「子の連れ去り」を一律に違法とすることである。」との理解は正確ではない。原告ら準備書面(1)35頁以下で反論しているが，DVや児童虐待のような場合には，ハーグ条約13条のように例外事由を設ければよいこと，刑事事件では緊急避難として違法性が阻却されることになることが，原告らの主張の内容である。よって，被告の「一律に違法とする」との表現は正確ではない。

## (2) (2)について

ア 被告の主張は争う。

イ 被告は，「また，本件報告書(甲A145・133ページ)は，「別居時の養育計画を適切に定めるための手続的規律」として，「家庭裁判所が上記1(引用者注：①子の監護をすべき者，②父又は母と子との面会及びその他の交流，③子の監護に関する婚姻費用の分担その他の子の監護について必要な事項。以下同じ。)の判断を適切かつ迅速に行う観点から，この事項を判断する審判において，手続の特則として特別の規律を設けること(保全手続を含む。)について，更に検討を進めてはどうか。例えば，上記1の事項を判断する審判において，家庭裁判所調査官による子の原状確認及び親子の交流の様子の観察の結果(中略)を考慮することができるとの規律を設けることについて，更に検討を進めてはどうか。」と記載されているとおり，家庭裁判所における審判において，手続の特則として特別の規律を設けることについて，更に検討を進めることを提案しているにすぎず，「原告らの主張である『親子審判制度』の立法



が可能であること」や、「そのような制度の構築が求められていること」を「如実に示す内容である」とは到底認められない。」と主張する。

ウ しかしながら、子の連れ去りが、現在の離婚後単独親権制度を前提にして、離婚後に子の親権者となる目的で行われていること、子を連れ去った親は別居親と子との面会交流を拒否することが多く、それは裁判所における親権者決定の評価が、子の監護時間の多さが重要視されることから生まれていることは、原告らが既に述べたとおりである。そして、そのような事態が生じることは、別居親の権利侵害を生んでいるだけでなく、子の福祉を害し、子の権利侵害をも生んでいることも、原告らが既に述べたとおりである。

すると、被告が指摘した本件報告書の内容（甲 A 1 4 5 号証の 1 3 3 頁）は、そのような問題や権利侵害が生じないために、「検討を進めること」の必要性を指摘した内容なのであるから、その指摘が、原告が主張した「親子審判制度」のような制度の構築を求める意見と評価できることは明白である。

そして、本件報告書（甲 A 1 4 5 号証の 1 3 3 頁）で「検討を進めること」が求められているのは、「①子の監護をすべき者、②父又は母と子との面会及びその他の交流、③子の監護に関する婚姻費用の分担その他の子の監護について必要な事項の判断を適切かつ迅速に行う観点から、この事項を判断する審判において、手続の特則として特別の規律を設けること（保全手続を含む。）」であって、原告らが既に主張した内容を踏まえると、「親子審判制度」はその要請を充たすことは明白なのであるから、「親子審判制度の立法が可能であること」も明白である。

第 2 「第 2 2021 年 8 月 14 日付けのシドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事（甲 A 1 4 7）に関する原告らの主張には理由がないこと」について

- 1 1 項（原告らの主張）について  
原告らの主張内容自体は争わない。
- 2 2 項（原告らの主張には理由がないこと）について

(1) 被告の主張は争う。

(2) 2021年8月14日付けのシドニー・モーニング・ヘラルド紙の記事（甲 A147）には、以下の記載がされている。

「シドニー・モーニング・ヘラルド紙とザ・エイジ紙が入手した外務省の統計によると、最大68人の日本とオーストラリア人の子供が親による誘拐と親権の争いに巻き込まれている。」（甲 A147号証（日本語訳）1頁）。

「しかし、日本における子供の誘拐の問題は、フランスだけでなくオーストラリアや米国とも東京にとって本格的に外交的な孤立に変わりつつある。フランス当局は、オーストラリアの68人の子供と同様に100人以上の子供が似たような状況にあると推測している。米国では同じような状況にある子供が475人いる。」（甲 A147号証（日本語訳）2頁）。

「日本の状況を特に困難にしているのは、その法制度が共同親権を認めておらず、たとえ外国の裁判所が日本の親に不利な判決を下しても、現状の変更よりも子供の監護の継続性を重視するということである。」（甲 A147号証（日本語訳）2頁）。

「オリンピック期間中、フランス人の父親であるヴィンセント・フィショは、東京のオリンピックスタジアムの外で、約3週間のハンガーストライキを行った。彼の妻が突然子供と一緒に姿を消した後、彼は3年間彼の子供に会っていない。」（甲 A147号証（日本語訳）3頁）。

「フランスのエマニュエル・マクロン大統領はオリンピックを祝うために東京にいたが、7月に訪問した菅義偉首相に直接問題を提起した。オーストラリアのマライズ・ペイン外相は、5月の日本の茂木敏充外務大臣と岸信夫防衛大臣との会談で同じことをした。」（甲 A147号証（日本語訳）3頁）。

「しかし、オリンピックでのフィショの抗議、何年にもわたる親によるロビー活動、そして同盟国からの強い言葉が、日本の指導者たちに圧力をかけている。

安倍晋三前首相の弟である岸防衛大臣は、東京でのシドニー・モーニング・ヘラルド紙とザ・エイジに紙よるインタビューで「修正が必要な場合、修正について話し合い、議論しなければならない。」と語った。

「そして、政府は何が必要なのかを話し合い、議論しなければならない。」と彼は言った。

日本の野党党首の枝野幸男氏は、圧力が高まっていると述べた。「オーストラリアや他の国々を含むいくつかの先進国がこの問題を指摘していることを、私はそれを真剣に受け止めています。」と彼は言った。」（甲 A 1 4 7 号証（日本語訳） 3 頁）。

- (3) このように、被告が引用した箇所を甲 A 1 4 7 号証（日本語訳）の全体の中で読めば、その箇所が、単に「日本の親権に関する法律につき法改正の是非も含めて議論することの必要性について述べているにすぎない」のではなく、より具体的に「親子の引き離しが起こらないような法律制度の構築」が必要であると言及していることは明白である。

### 第 3 原告らの主張

- 1 (1) 原告らは、準備書面（3）第 1 において、「行政のHPにおいて、「配偶者から子を取り上げること」や「配偶者と子の交流を制限すること」が「ドメスティック・バイオレンス（DV）の「暴力」に該当する違法行為である」「してはいけない行為である」と記載されていることについて」の主張を行った。

その主張と関連する証拠を提出する。「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク 親子ネット」が発行した会報誌「引き離し」56号（2022年3月26日付）である（甲 A 1 5 0）。

同書面（甲 A 1 5 0）の 1 枚目には、子どもと離れて暮らす母親を対象に緊急アンケートが実施されたことが報告された上で、「まとめ」欄に、以下の記載がされている。この記載は、原告らの主張の根拠となる内容である。

「まとめ

子どもを連れ去られたり、自宅から追い出されたりなどの「合意なき別居」により、多くの子どもと離れて暮らす母親は、裁判所に訴えても、親権や監護権どころか、最愛のわが子と会うことすらままならず、心身面での不調を訴え、苦痛の日々を堪え忍んでいます。

私たちは、このような「子どもとの引き離し」が精神的DVにあたる、と確信しています。彼女たちは口を揃えて「子どもと引き離されていることは、同居時に受けたどんなDVよりもつらい」と話しています。」

- (2) また、令和4年4月4日参議院予算委員会において、梅村みずほ議員が以下のとおり、「パートナーから故意に子どもと断絶させられる苦痛、これは私、精神的DVに当たると考えるのですが、いかがでしょうか。」などの質問を行った。その質問に対して、松野官房長官は、「御指摘の虚偽DVによって長期間子どもと引き離されることについては、ケース・バイ・ケースではありますが、これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には、配偶者からの暴力に該当する可能性もありうると考えております。」などの答弁を行った（公知の事実として引用する。国会議事録は作成された後に提出する予定である。）。

本件訴訟において原告らが主張した内容や、提出した原告らの陳述書（甲B1ないし14）の内容からすると、子どもと引き離されることが、心身に有害な影響を及ぼしたものと認められることは明白である。その結果、それは配偶者からの暴力に該当することは明白である。

すると、子の連れ去りや留置が、子と引き離される親の基本的な人権や人格的な利益を侵害する違法行為であることは明白である。そしてそれを防ぐための刑事法・民事法・手続法について、国会（国会議員）が立法を行う義務を負っていることは明白である。

「令和4年4月4日 参議院予算委員会

○梅村みずほ議員

経済的 DV や性的 DV, 男性の DV, 児童虐待とともに行われる DV などなど, DV も多様化しておりますが, これも DV ではないかと疑うような問題がございますので提起したいと思います。

連れ去りのような形で, ある日突然パートナーによって我が子と引き離されるというような事案もあるんですけれども。配付資料の 2 枚目をご覧ください。そのような事案の関連記事ですが, 5 行目をご参考にいただきたいんですけれども。先月母親らがですね, 厚生労働省で記者会見を行いました。ある日突然子どもを連れ去られて, 虚偽の精神疾患や DV を申告されて, 子どもに近づくことさえ許されなくなったケースですとか, いわゆる面会交流を認められていたのに途絶えてしまったケース, 力によって離婚届に捺印させられたケース, さまざまなケースがあるんですけれども。彼女達の中には, 離婚や別居前に, 実はパートナーから身体的・精神的 DV を受けていた方も少なくはありません。我が子のためにと耐えてきたのに, ついに血を分けた我が子と会うことも許されなくなってしまい, 絶望から自死を選ぶ当事者も後を絶たないということ。こうした問題は何も女性だけではなく, 父親の当事者も多数存在するというふうに聞き及んでおります。男性の場合は, ある日突然 DV 夫にさせられてしまったというようなケースも多く存在するということですね。男性の場合は, 認定もされやすいというふうに聞いております。

親の人生から子どもを奪われるということは, すなわち, 生きる意味を奪われることに等しい。そう思う方々の気持ちは, 私も子を持つ母親として理解できるものであります。DV も, 虚偽の DV も, 許してはならないことだと思います。パートナーから故意に子どもを断絶させられる苦痛。これは私, 精神的 DV に当たると考えるのですが, いかがでしょうか。

この問題, まだ世の中に広く知られておりませんので, 政府にもしっかりとご認識いただきたく, 松野官房長官のご答弁をぜひ御願いたします。

○松野官房長官

お答えをさせていただきます。配偶者の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定義されています。

御指摘の虚偽 DV によって、長期間子どもと引き離されることについては、ケース・バイ・ケースではありますが、これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には、配偶者からの暴力に該当する可能性もありうると考えております。

現在内閣府では、配偶者暴力防止法の見直しを含めた、DV 対策の抜本的強化に向けて検討をしており、その中で、子どもと離れて暮らす父母の要望も伺っているところであります。こうした要望も踏まえつつ、さまざまな状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるよう DV 対策の抜本的強化に向けて強化を進めてゆく考えであります。」

- 2 (1) 柴山昌彦衆議院議員が会長を務める超党派共同養育支援議員連盟は、令和4年4月22日に古川法務大臣に対して、例外なき離婚後単独親権制度の見直しを要望し、古川法務大臣から「子供の利益を第一とする見直しに向けて取りまとめる」などのコメントがされた（甲 A 1 5 1，甲 A 1 5 2）。
- (2) さらに、令和4年4月27日に行われた超党派共同養育支援議員連盟の総会において、養育費と適切な面会交流を併せて適正迅速な手続により解決すること、各国大使館から懸念が寄せられ国際問題化している子の連れ去り問題について運用面も含め改善することを政府に要求することと、その際、各省にまたがる要望をまとめた書面（「子を連れ去られた方の状況」として「警察の対応が不十分」「事実関係について、反論の機会がない」「虚偽のDV被害申立による支援措置であっても、継続性の原則により子を連れ去った側が調停等において親権を認められやすいことになる」「親子交流が実施されないケースが多数存在。適切な親子交流により第三者からの子への虐待を予防可能」「子を連れ去った配偶者が、子を使った嫌がらせを行うケースが存在」「子と引き離さ

れる苦痛に加え、社会的偏見に直面」などと記載されている。また、「総合的対応パッケージ案」として、「真のDV被害者が萎縮しないよう十分留意した上で、「子の引き渡し調停」が早期に解決する運用を行い、是正されなければ制度の新設を検討」などと記載されている。)を正式に提出することについて、出席議員の了承が得られた(甲A153の1及び2,甲A154)。

(3) これらの超党派共同養育支援議員連盟から政府への要請は、本件訴訟で原告らが主張しているとおり、子の連れ去りや留置が、子と引き離される親の基本的な人権や人格的な利益を侵害する違法行為であることを前提として、それを防ぐための刑事法・民事法・手続法について、立法を行うことを求めた内容である。

3 (1) 立憲民主党が募集した参院選政策公募の結果が公表された(甲A155)。その内「法務」の分野の一番目に、「子どもの連れ去りなどに係る制度の検討、離婚後の原則共同親権」が掲載された(甲A155)。

(2) その結果は、子の連れ去りや留置が、子と引き離される親の基本的な人権や人格的な利益を侵害する違法行為であることを前提として、それを防ぐための刑事法・民事法・手続法について、立法を行うことを求める国民の意識が表明されたものである。

4 (1) 政府は、令和4年3月4日に、児童福祉法改正案を閣議決定した。改正案では、虐待などで子どもを保護者から引き離す「一時保護」の透明性を高めるため、裁判所が可否を判断する手続きを取り入れている(甲A156)。

そして、その児童福祉法改正案は、令和4年4月14日に、衆議院本会議で審議入りした(甲A157)。

(2) 原告らが、準備書面(5)及び準備書面(8)で主張したように、児童相談所の一時保護についての法改正の動きが、基本的な人権や人格的な利益を保護するために必要なために行われる以上、児童相談所ではなく、一方親が他方親の同意なく子どもを連れ去る場合についても、同様の法改正が必要であることは明白で

ある。児童相談所による一時保護の場合には、親と子どもの権利侵害が行われ、それに対する権利保護が必要であるのに対して、一方配偶者による子どもの連れ去りの場合には、他方配偶者や子どもの権利侵害がなく、それに対する権利保護は不要であるとするのは背理であることは明白である。

児童相談所の一時保護についての法改正の動きを前提にすると、子どもを連れ去られる親の権利と連れ去られる子どもの権利を保護するための実体法（刑事法，民事法）及び手続法（手続保障規定）が必要であることは明白である。特に、「連れ去られる親」の親権や子どもを養育する人格的な利益等の権利侵害についての手続保障や子どもを連れ去られることについての意見を述べる手続保障，さらには、「連れ去られる子ども」の親から養育を受ける人格的な利益等の侵害についての手続保障や連れ去られることについての意見を述べる手続保障が必要であることは明白である。

結論として、児童相談所の一時保護についての法改正の動きに照らすと、国会（国会議員）が、子どもを連れ去られる親の権利と連れ去られる親の権利を保護するための実体法（刑事法，民事法）及び手続法（手続保障規定）を保障する立法義務を負っていることは明白である。

5 (1) 原告らが既に引用したとおり、二宮周平『多様化する家族と法Ⅱ』（株式会社朝陽会，2020年）47－49頁（甲A41）には、次の指摘がされている。

### 「3 単独親権の問題点と共同親権の可能性

したがって、父母双方が子の親権者でありたいと思い、調停や審判になった場合には、お互いの監護能力の優劣を争う。そのために過去の言動を事細かに指摘して相手方の人格を誹謗中傷する。監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛



い思いをする。」

(2) さらに、『判例タイムズ1100号 臨時増刊 家事関係裁判例と実務245題』（判例タイムズ社，2002年）190～191頁に掲載されている遠藤富士子（東京家庭裁判所調停委員）「面接交渉の時期・方法・履行確保」（甲A158）においては，以下の記載がされている。

①「1 時期・方法 （中略） わが国では，昭和39年に面接交渉を認める審判が出されて以来普及し，実務でも学説でも面接交渉は子にとって有益であり，子の福祉に反しない限り認めるべきであるとするのが大勢である。しかし，監護親の中には，非監護親が面接交渉を要求しても拒否する者，ごく僅かしか応じない者も多く，家庭裁判所に申し立てられる事件が増大している。」  
（190頁）

②「2 履行確保 面接交渉は，子の利益でもあるから監護親・子の側からこれに応じない非監護親に履行を求めることもありえるわけであるが，実務上多いのは非監護親から監護親に履行を求める場合である。

調停または審判で面接交渉が決まっても子の生活や心身状況の変化など正当な事由があれば変更を求めることが可能であるが，そのような事由がないにもかかわらず履行に応じない監護親が多く，その履行確保は昨今家庭に関する最も解決困難な問題の一つとなっている。不履行に対抗する手段としては次のようなものが考えられる。

(1) 履行勧告 調停または審判で決まったことについては，当該家庭裁判所に履行勧告を申し出ることができる。実際には調査官が担当し，双方（権利者・義務者）の言い分をよく聴いて調査を図り履行を促すが強制力はなく，頑として応じない義務者に対してはどうにもならない。

(2) 再調停 権利者はさらに話し合いを求めて調停を申し立てることがある。話し合いの結果不信感が軽減されるとか新たな条件で合意ができるとかすれば履行が期待できるが，調停でできることには限界がある。

(3) 強制執行 面接交渉条項は家事審判法第15条により執行力ある債務名義となる。しかし直接強制はできないというのが通説である。遅滞の期間に応じて一定の賠償をすべきことを命じる間接強制はできるという説が多いが、有力な反対説がある。

(4) 損害賠償請求 面接交渉を拒否した監護親に対し不法行為責任を認め、損害賠償を命じた判例がある（最近では静岡地浜松支判平11・12・21判時1713号92頁）。しかし損害賠償を命じても面会交渉が実現するわけではなく、子の福祉に益することもない。

(5) 親権者・監護者の変更 面接交渉の拒否に対して親権・監護権の変更を肯定する説もあるが、面接交渉の拒否と親権者・監護者としての適格性は別のことであろう。」（191頁）

③「3 問題の所在と対応 以上でみたように、面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」（191頁）

(3) 現在の民法が採用している離婚後単独親権制度が、離婚後における子の親権争いを生んでおり、「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない、実力行使で子を連れ去るといった事態が生じることがある。親権者になれないと、子と会うことができなくなるのではないかという不安が、親権争いをより熾烈にする。子は父母の深刻な葛藤に直面し、辛い思いをする。」

（甲A41）という事態が生じる一方で、子を連れ去った同居親が「監護実績を作るために子との同居を確保し、別居親に会わせない」という手段を用いた場合には、「面接交渉の頑強な拒否に対する法的な対抗手段はほとんどないと言ってよい。」（甲A150号証191頁）のである。

すると、国会（国会議員）は、現行法上「面接交渉の拒否に対する法的な対抗手段はほとんどない」（甲A150号証191頁）以上、連れ去りによる親子分断が生じないために、さらには子を連れ去られる親の権利侵害（基本的人権と人格的な利益の侵害）と連れ去られる子の権利侵害（基本的人権と人格的

な利益の侵害)が生じないために,親による子の連れ去り自体を禁止する刑事  
法や民事法,さらには親による子の連れ去りが生じないための手続法の立法義  
務を負うことは明白である。

以上